

## 八王子市予防接種事故災害補償要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の 型に加入するに伴い、八王子市(以下「甲」という。)が、予防接種法で定める定期又は臨時の予防接種以外の予防接種(以下「法定外の予防接種」という。)で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

### (補償の対象)

第2条 甲は、自らが第3条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者に身体障害(死亡若しくは予防接種法施行令別表第二に定める障害に限る。)が発生した場合(この規程の実施後に発見された場合に限る。)において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第5条に定める補償を行う。

### (対象とする予防接種)

第3条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として自ら行うすべてのものとする。(ロタウイルス感染症、B型肝炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、高齢者のインフルエンザ。ただし、ツベルクリンは除く)

2 甲が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。

3 甲が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項規定の自ら行う予防接種とはみなさない。

### (補償対象者)

第4条 この要綱により甲が補償を行う者は、前条要綱の予防接種を受けたすべての者とする。

2 甲は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

### (補償基準及び補償金額)

第5条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

#### (1) 補償基準

ア 補償対象者の、予防接種事故(身体障害)を発見した日から180日以内に死亡若しくは予防接種法施行令別表第二に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者の、予防接種事故(身体障害)を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

#### (2) 補償金額

ア 死亡の場合(「死亡補償金」という。)...4,420万円

イ 障害の場合(「障害補償金」という。)

予防接種法施行令別表第二の障害等級1級の場合...4,420万円

予防接種法施行令別表第二の障害等級2級の場合...2,943.1万円

予防接種法施行令別表第二の障害等級 3 級の場合...2,246.8 万円  
ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複して給付しない。

(損害賠償の免責)

第 6 条 甲は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、価額の限度において民法または国家賠償法による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第 7 条 この要綱に定めていない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年(2008 年)4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 25 年(2013 年)4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 26 年(2014 年)4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 29 年(2017 年)4 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から施行する。
- 9 この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から施行する。
- 10 この要綱は、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日から施行する。